

## 所有者・管理者の方へ

# 空き家の適切な管理をするために

ストップ！

危険な空き家になる前に！！

平成25年の総務省調査によれば、呉市の空き家は、28,430戸と想定されています。空家率は、22.1%となり、ほぼ5戸に1戸は空き家という状況です。

平成27年5月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」には、所有者等の責務として、「空家等の適正な管理に努める」と規定されています。

### 支援

#### 呉市空き家バンクへの登録

呉市空き家バンクへ登録しませんか。  
空き家を売りたい・貸したい時は、呉市空き家バンクに登録し、購入（賃貸）希望者を探す方法があります。無料で空き家物件情報をホームページに掲載できますので、ご相談ください。

【呉市住宅政策課 0823-25-3394】



#### 解体補助金の活用

解体費用の補助を活用しませんか。

- （対象建物） ①市内にある空き家で戸建て住宅、長屋等  
②住宅の不良度と周辺への危険度が基準を超えている建物

（補助額） 解体工事費の30%かつ30万円以下

【呉市建築指導課 0823-25-3515】

※銀行等（呉信用金庫・広島銀行・もみじ銀行・中国銀行・中国労働金庫）において空き家解体を支援するローンもありますので、各銀行等へお問い合わせください。



### 手続

#### 相続登記

相続登記がされておらず、何十年も経過しているケースがよくあります。相続関係人が増えると、売買や解体等が難しくなりますので、早めの手続をお願いします。チラシをご覧ください。（未来につなぐ相続登記）

#### 固定資産税の相続人届出

土地や建物を所有する方が亡くなられた年内に、法務局で相続登記の手続ができない場合は、「相続人（代表納税義務者）届出書」の提出をお願いします。

なお、この届出をされても、登記の名義は変わりません。

【呉市資産税課 0823-25-3214】

## 注意

### 固定資産税等の減税措置の解除

固定資産税等は住宅用地について、減税措置が設けられています。適切に管理がされず、勧告された「特定空家等」の土地は、減税措置が解除され、固定資産税等が増額します。

【呉市建築指導課 0823-25-3515】

【呉市資産税課 0823-25-3212】



## 相談

### 空き家に関する無料相談

空き家に関するお悩み（売却・賃貸・管理・リフォームなど）をお気軽にご相談できます。電話でおたずねください。

#### 〔ひろしま空き家の窓口〕

公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会

（受付） 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時

TEL 082-243-9507

公益社団法人 全日本不動産協会広島県本部

（受付） 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時

TEL 082-241-7696

### 相続登記等に関する無料相談

呉市内に土地や建物を所有されている方で、相続登記・成年後見・裁判手続等について、お気軽にご相談ください。

#### 〔広島司法書士会呉支部〕

呉市役所 本庁1階 市民窓口課 市民相談室

（受付） 毎週火曜日（祝日を除く） 13時～先着順

（相談） 13時30分～16時30分 TEL 0823-25-3222

昭和市民センター

（受付） 毎月第3木曜日（祝日を除く） 12時～抽選で6名

（相談） 13時00分～16時00分 TEL 0823-33-0011

### 空き家管理代行業者の活用

自分で空き家の適切な管理ができない場合、民間等の空き家管理代行サービスを依頼するのも、ひとつの方法です。

標準的な業務は、通風換気、外観確認、雨漏り確認、庭木や雑草の確認、郵便物の回収転送、簡易清掃等があります。